## I 特定建築物太陽光発電設備等設置計画

#### 1 特定建築主

特定建築主の氏名又は名称	日本食塩製造株式会社 代表取締役社長
(法人にあっては、その代表者の氏名)	福家 顕一
住所又は主たる事務所	〒210-0863
若しくは事業所の所在地	神奈川県 川崎市川崎区 夜光3-3-3

### 2 特定建築物の名称及び所在地

	日本食塩製造(株)製品倉庫新築工事
特定建築物の所在地	川崎市川崎区夜光3-3-6、7、12、13、17、18

#### 3 特定建築物の概要

新夠	築・均	曽築・	改多	<b>色の</b> [	区別	■新築 □増築 □改築	
エ	L 事期間 (予定)		)	工事着手 令和 8年 2月 2日	工事完了 令和 9年 1月29日		
建		築	面	İ	積	2281.16 m² (増築又は改築をする場合に	あっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)
床	面	積	0)	合	計	2367.79 m <sup>2</sup> (増築又は改築をする場合に	あっては、当該増築又は改築に係る部分の面積)
/性	定建	第 Hon	の区	· //> X	% 1	■工場等特定建築物 □工場等	特定建築物以外
177	正 连 :	采100	V) <u>(</u>	. )] %	X 1	工場等特定建築物の床面積の合計	2367. 79 m²

4 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第25条第2項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設	置	基	準	量		17 kW		
	光発能に適合				□規則第26章 の敷地以 □規則第26章 への太陽 □規則第26章 う区域へ	外への太陽光発電設 条第1項第2号の規定 光発電設備等の設置	定による措置 :備等の設置 定による措置 :) 定による措置 :の設置)	置(特定建築物及びそ ) 置(市内の既存建築物 置(特定開発事業を行
					太陽光	92.25 kW	風力	
太陽	光発管	電設備	1等の	種類	地中熱		太陽熱	
及ひ	出力。	とその	合計	<b>※</b> 2	バイオマス		その他	
						合計		92.25 kW
設置	基準量に	対する	設置する	る太陽	光発電設備等の出	力の合計の比率(達成率)		542 %
太陽	易光系	電影	ひ 備 気	等の言	設置基準に	対する適合状況	■適合す	↑る □適合しない

- 備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
  - 2 のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。
  - 3 ※1印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の2分の1以上を工場等(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令第10条第1号に規定する工場等をいう。)の用途に供する特定建築 物をいいます。
  - 4 ※2印の欄は、第3面「2太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

# Ⅱ 太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1 設置基準量		備考
(1) 建築面積に 0.05 を乗じた面積	114. 05 m²	
(2) 太陽光発電設備設置可能面積((1)の面積以上の場合は記載不要とする。)	m²	
(3) (1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/m <sup>2</sup>	17 kW	
(4) 下限・上限の適用		
□適用される (□下限 □上限 )		
<ul><li>(□工場等特定建築物 □工場等特定建築物以外 )</li><li>■適用されない</li></ul>		
■ 適用されがない。 (5) 設置基準量	17 1 W	
	17 kW 仕可能に ネルマ	r of
2 太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再		トーの重
(1) 設置量(ア、イ、ウ、エ、カの合計)	92. 25 kW	
ア 特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生 可能エネルギーの量	92.25 kW	
(ア) 太陽光発電設備(定格出力)	92. 25 kW	
(イ) その他の再エネ発電設備(※1)	02.20 11	
a 風力発電設備		
b バイオマス発電設備		
c その他の設備 ( )		
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)		
a 地中熱供給設備		
b 太陽熱供給設備		
c バイオマス熱供給設備		
d その他の設備 ( )		
イ 特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な		
再生可能エネルギーの量		
供給方式(		
(ア) 太陽光発電設備(※3)		
(イ) 風力発電設備(※3)		
(ウ) バイオマス発電設備 (※3)		
(エ) その他の設備 (※3)		

ウ 市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エ ネルギーの量	
既存建築物の所在地	
(ア) 太陽光発電設備(定格出力)	
(イ) その他の再工ネ発電設備(※1)	
a 風力発電設備	
b バイオマス発電設備	
c その他の設備 ( )	
(ウ) (ア)及び(イ)以外の再エネ利用設備(※2)	
a 地中熱供給設備	
b 太陽熱供給設備	
c バイオマス熱供給設備	
d その他の設備 ( )	
エ 特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生 可能エネルギーの量	
事業区域内建築物の所在地(	
(ア) 太陽光発電設備(定格出力)	
(イ) その他の再エネ発電設備(※1)	
a 風力発電設備	
b バイオマス発電設備	
c その他の設備 ( )	
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の再エネ利用設備 (※2)	
a 地中熱供給設備	
b 太陽熱供給設備	
c バイオマス熱供給設備	
d その他の設備 ( )	
オ 特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由(市長が認める場合に「	限る。)
カ 太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な	
再生可能エネルギーの量	
(ア) 小売電気事業者からの電気の供給(イに該当するものを除く。) により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	
(イ) 非化石証書の購入等(イに該当するものを除く。)により利用	
することが可能な再生可能エネルギーの量	
(ウ) 特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる	
措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用するこ	
とが可能な再生可能エネルギーの量	1

- 備考 1 欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
  - 2 %1 印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
  - 3 ※2 印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備1kW相当とします。
  - 4 ※3印の欄は、年間送電端電力量(規則第26条第2項第1号の年間発電電力量をいう。)1,000kWh当たり太陽光発電設備1kW相当とします。